

平成 27 年第 3 回（6 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
報告第 1 号	専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について）	承認 （全員一致）	6 月 3 日
報告第 2 号	専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）	承認 （全員一致）	
議案第 70 号	平成 27 年度宝塚市一般会計補正予算（第 1 号）	可決 （全員一致）	
議案第 72 号	平成 27 年度宝塚市特別会計農業共済事業費補正予算（第 1 号）	可決 （全員一致）	
議案第 73 号	平成 27 年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第 1 号）	可決 （全員一致）	
議案第 75 号	宝塚市個人情報保護条例及び宝塚市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
請願第 1 号	ヘイト・スピーチに対し法規制する決議を求める事についての請願	趣旨採択 （全員一致）	

審査の状況

① 平成27年 5月29日 (議案審査)

・出席委員 ◎三宅 浩二 ○大河内 茂太 岩佐 将志 江原 和明
 大川 裕之 梶川 みさお 寺本 早苗 となき 正勝
 山本 敬子

② 平成27年 6月 3日 (議案審査)

・出席委員 ◎三宅 浩二 ○大河内 茂太 岩佐 将志 江原 和明
 大川 裕之 梶川 みさお 寺本 早苗 となき 正勝
 山本 敬子

③ 平成27年 6月25日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎三宅 浩二 ○大河内 茂太 岩佐 将志 江原 和明
 大川 裕之 梶川 みさお 寺本 早苗 となき 正勝
 山本 敬子

(◎は委員長、○は副委員長)

平成27年第3回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

報告第1号 専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について）

報告第2号 専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）

議案の概要

地方税法等の一部を改正する法律が、平成27年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、市税条例及び都市計画税条例の一部を改正するため、同年3月31日に専決処分したもの。

（報告第1号）

個人市民税…住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン減税）について、適用期限を平成39年度から2年間延長し、平成41年度までとするもの。

固定資産税…今年度が評価の基準年度に当たることから、平成26年度までの適用であった土地の負担調整措置を、平成29年度まで延長。新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置などに、地方自治体の実情に応じた特例措置を講じることができる「わがまち特例制度」が導入されることに伴い、特例措置が適用される場合における税額の減額割合などを定めるもの。

軽自動車税…平成27年度以後適用されることとされていた原動機付き自転車などの税率引き上げを1年間延期する。車体課税のグリーン化特例として、平成27年度に新車で取得した軽四輪車などで一定の要件に適合したものの税率を平成28年度分に限り25%から75%軽減しようとするもの。

（報告第2号）

市税条例における固定資産税の改正内容に準じ、法改正に伴う所要の整備を行うもの。

論 点 なし

＜質疑の概要＞

問1 個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限が2年延長となることによる個人市民税の減額分が、国からの地方特例交付金により補填されるとのことだが、市の負担は全くないのか。

答1 地方特例交付金は、国の恒久的な減税の影響による地方の減収を補填するものであり、これですべて補填され则认为している。

問2 軽自動車税の税率改正適用の1年延長による減収についての補填はどうか。

答2 平成27年度は約3,000万円の減収を見込んでおり、当初予算には反映済み。国からの補填はない。

問3 市民への負担増はあるのか。

答3 今回の税制改正による負担増はない。

問4 わがまち特例制度の都市再生特別措置法関連施設において、芦屋市と三田市が参酌割合を制定していない理由は。

答4 参酌割合については各市の考え方であり、該当する可能性が低いと考えておられるのではないかと。

問5 都市再生特別措置法関連施設でわがまち特例制度の利用を想定すれば相当広い土地が必要となるが、宝塚市での可能性は。

答5 あるとは明言できないが、全くないとは言えない。NTN(株)宝塚製作所跡地でも条件を整えられない話ではなかった。

問6 わがまち特例制度にサービス付き高齢者向け賃貸住宅のみ取り上げているのは、宝塚市がこれを必要として特別に税の軽減に当たるよう誘導していると考えてよいのか。

答6 従前から福祉政策として国も支援していく方向であり、市として国の下でこれまでの政策を継続していく意思表示であると考えている。

自由討議

議員A 今回の改正は、市民に負担はなく減税措置であるので改めて反対はしないが、都市再生特別措置法では大規模開発をあおるような、また無駄な大型公共事業を進めるようなことにもつながりかねない。サービス付き高齢者向け賃貸住宅への特例措置については、本来福祉施策として整備すべき特別養護老人ホームの不足を民間による高齢者住宅の建設で補うような方向であり、否定するものではないがそういった国の方針には異論がある。

討 論 なし

審査結果

報告第1号 承認（全員一致）

報告第2号 承認（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第70号 平成27年度宝塚市一般会計補正予算（第1号）

議案の概要

補正後の平成27年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額

736億2,832万6千円（3億2,832万6千円の増額）

歳出予算の主なもの

増額 シティプロモーション推進事業

地域児童育成会事業

社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業

子育て世帯臨時特例給付金給付事業

減額 国補正予算により平成26年度3月補正予算に前倒し計上していたもののうち、
平成27年度当初予算にも計上していた事業費

歳入予算の主なもの

増額 国庫支出金 個人番号カード交付事業費補助金

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金

子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金

寄附金 一般寄附金及び奨学基金に対する寄附金

繰入金 財政調整基金とりくずし

債務負担行為の補正

追加 総合窓口化推進事業 証明書等コンビニ交付に係る経費

地方債の補正

増額 市有財産整備事業債の限度額

減額 防災施設整備事業債の限度額

論 点 なし

<質疑の概要>

（シティプロモーション推進事業）

問1 事業の具体的な内容は。

答1 地方創生先行型交付金を活用し、庁内検討会を立ち上げ検討していく。

問2 先行他市と比べ遅れをとっているのでは。

答2 確かに後発と認識。宝塚の名前は歌劇を中心に広く広がっているが、他市は自治体における資源とともに施策も含めPRしていると認識。今後は地方創生先行型交付金を活用し、今まで持っている都市の魅力と合わせて隠れた魅力をPRしていかないと自治体間競争には勝てないと考えている。

問3 シティプロモーション事業は、何年も前から自治体の中でひとつのトレンドであるが、今まで何に取り組んできたのか。

答3 平成26年度にも宝塚魅力創造発信事業として、パンフレット作製や知識経験者からのアドバイス、職員の意識向上にむけた研修などの事業を進める予定であった。

情報の発信方法についてもパンフレットだけでなくマスメディアを通じた情報発信が必要との意見も頂き軌道修正をしたが、庁内の体制も整わずなかなか進んでこなかった。この6月補正で予算を確保し、庁内の体制も整えて取り組んでいきたい。

問4 本来は何年もかけて取り組むものであり、補助金が出るから取り組むといったものではない。もっと前から取り組み、60周年で花開くべきだった。市は話題作りにとられすぎている。今回も1年で完結してしまうことに不安を感じる。ウェブサイト制作手数料の予算も120万円とすごく少ないが、誰がコンテンツを考えて、どこまでを民間に頼む金額なのか。

答4 今回のこだわりは、何をPRするのか、何をコンテンツにして考えていくのかを職員が考えて、手作りで発信していくもの。その際のデザインやわかりやすく伝える技術について民間のノウハウを使っていこうとするものである。

問5 本来は腰を据えて取り組むべきものであり、あまりにも右往左往しすぎで思いつき感がぬぐえない。これがマーケティングの手法を交えながら検討した結果なのか。

答5 近隣市以外でも職員が考えてそれなりに魅力的なホームページを作成しており、ウェブサイトで市の魅力を伝えることには一定成果が見込めると考えている。

問6 職員みずからが考えることで意識改革の手段としてとらえていることは有意義だと考えるが、本来職員が考えるべきところはどこなのか。ウェブサイトは一つの手法でしかなく、手法にこだわりすぎているのではないか。職員に考えさせる内容について考え直すべきではないか。

答6 ひとつは情報提供手段の改革である。上滑りの情報だけで施策の裏付けがなければ定住人口の維持及び増加に結びつかず、個別施策に取り組んでいくことがまちの魅力につながると考えている。

(社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業)

問7 年金の情報流出然り、情報管理の安全性について疑問を感じるが。

答7 従来通り分散管理の仕組みを採用し、まとめて漏れることはない想定、厳重に管理され则认为している。

問8 コールセンター設置については、庁内の人員で賄うのか。また設置期間は。

答8 設置については企業への委託を考えており、設置期間は8月1日から3月31日まで。

問 9 これにより年金番号や介護保険証などの番号が変わるのか。

答 9 個人番号で関連づけるため、番号は変わらない。

問 10 個人番号カードの I C チップの空き領域については市独自で利用できるが、どのような活用を想定しているのか。

答 10 他市では印鑑登録証や図書館利用カードなどの情報を掲載。まずは条例での規定が必要ではあるが、情報化推進本部に専門部会を設置し検討していく。

問 11 情報漏えいは人からが多い。臨時職員を雇用するに当たり、守秘義務があることを周知徹底してほしい。

答 11 職員同様、秘密は厳守していく。

問 12 個人番号カード交付に当たっては取得しやすい環境づくりが必要と考えるが。

答 12 土日に交付窓口開設の必要性は認識しているが、カード交付時に暗証番号を設定するためのタッチパネルが必要であることから、開設場所は検討が必要と考えている。

(地域児童育成会事業)

問 13 地域児童育成会の待機児童対策としてファミリーサポート事業を活用することは、緊急避難的な対策としてはいたし方ない。育成会の利用料を上回る部分を補助するとあるが、育成会とファミリーサポート事業では不公平感があるのでは。

答 13 保護者の意見は確認していないが、放課後の児童の見守りとして活用する代替案であり、育成会とファミリーサポート事業のどちらが劣るというものではないと考えている。

問 14 待機児童解消に向けた施設整備については、来年度といわず早期に取り組んでいくべきではないか。

答 14 前向きに検討したい。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成 27 年第 3 回（6 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第 72 号 平成 27 年度宝塚市特別会計農業共済事業費補正予算（第 1 号）	
議案の概要	
補正後の歳入歳出予算の総額を1億778万1千円（21万9千円の減額）とするもの。 歳出予算の主なものは、水稻共済事業における水稻共済金、歳入予算の主なものは、水稻共済掛金をそれぞれ減額するもの。	
論 点 なし <質疑の概要> なし	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成27年第3回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名 議案第73号 平成27年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第1号）
議案の概要 平成27年度宝塚市特別会計介護保険事業費の歳入予算について、介護保険料39,900千円を減額し、一般会計からの繰入金39,900千円を増額する財源更正を行い、総額を177億670万円（増減なし）とするもの。
論 点 なし ＜質疑の概要＞ 問1 今回の介護保険事業の軽減措置の財源は、公費負担割合は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1と示されている。この市負担分に対して、交付金や交付税措置等の裏付けはあるのか。 答1 現在のところ、交付税措置される予定はない。今回の措置については、消費税増税分を原資に充てることで枠組みが考えられており、その考え方から、消費税の中で手当てされているものと認識している。 問2 今回、国は制度を改正し、介護保険事業に公費を投入する仕組みを設けたが、これまで、国は3原則の中で一般財源の繰り入れをしないとの考えを示してきた。この原則との整合性はどうか。 答2 介護保険事業の財源は、介護保険法施行及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令で公費の負担割合が定められ、従来から全体事業費の50%が介護保険料、残り50%が公費で賄われてきた。この公費負担の割合は国が25%、県が12.5%、市が12.5%であった。今回、この政令が一部改正され、新たに低所得者の介護保険料軽減を行う枠組みが設けられたもの。市町村が、政令の枠組みを超えた一般会計からの繰り入れについて、従来からの国の3原則は変わらない。 問3 政令の枠組みを超えた一般会計からの繰り入れについての国の3原則は、禁止事項ではないと考える。市はどう考えているのか。 答3 高齢化の進展に伴う介護保険料の上昇は避けられないとして、今回の軽減措置が導入され、今後平成29年度には新たな軽減措置が導入される予定。新たな制度設計の段階に入ったと認識している。市としての独自の判断については、状況を見ながら判断していく。 問4 第1段階の滞納者のなかで、生活保護費受給者で介護保険料を滞納している人はいくつか。 答4 第1段階の多くは生活保護費受給者で、代理納付の手続きで支払われている。しか

し、自ら介護保険料を支払う能力があると判断され、代理納付から外れた人で、目の前の生活に追われて介護保険料の支払いが後回しになり、滞納する人がある。

問5 所得水準の低い層については、介護保険料を支払うと生活保護が必要になる場合があり、そのような境界層の負担軽減をはかる制度がある。本市でその制度を活用し、境界層の減免措置を実施した実績はあるのか。

答5 本市では境界層の減免措置は実施していない。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成27年第3回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第75号 宝塚市個人情報保護条例及び宝塚市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成27年10月5日以降、順次施行されることに伴い、個人番号が付された個人情報について、一般の個人情報よりも厳格な個人情報保護措置を講ずるとともに、独立行政法人通則法の一部改正に伴う所要の整備を行うため、条例を一部改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 保有個人情報の違法な取得や、目的外使用の想定とその対策は。

答1 違法な取得の例としては、補助金の受給資格の審査の際など、申請書の個人情報を保有する際に、必要のない性別の情報を保有していることなどが、また、目的外使用の例としては、ある事務手続きで記載した連絡先を関連のない事務において、その情報を利用して連絡をとる場合などが想定される。対策としては、まずは、実施機関に適正な運用を義務付けし、是正することとしている。そして、市民が自分の個人情報の誤りを見つけたときに、本人にその訂正や利用停止する権利を行使できることを保障している。

問2 行政内部で不適切な利用が判明した場合の対応は。

答2 状況によるが、本人の情報を目的と違う利用をした場合、違法な利用にあたる。そのような場合は、組織として対応するものとし、事実を公表し、本人に対して謝罪する。

問3 市民は行政内部でどのような情報がやりとりされているのか、調べようがない。

保有個人情報が不正利用されていないかどうか、行政内部での日常的なチェックはどうなっているのか。

答3 各課において、個人情報の取り扱いについて疑問がある場合は、通常は総務部総務課が、所管課からの相談を受けて、チェックを行っている。また、個人情報保護制度に関する事項については、必要に応じて宝塚市個人情報保護・情報公開審議会に報告し、意見をいただき適正な運用を図っている。なお、今後、特定個人情報の漏えい等のリスクを低減するため、特定個人情報保護評価のうち、全項目評価を実施したときの第三者点検については、宝塚市個人情報保護・情報公開審議会が行う仕組みとし、適切な利用に努めたい。

問 4	総合福祉センターや地域包括支援センターに個人情報を提供するときなど、市の出先機関で保有する個人情報について、課長判断で審議会にあがってこない可能性も考えられる。マイナンバー制度導入に向けて不安があるが、チェックは入るのか。
答 4	個人情報を取り扱うシステム変更などの際、情報政策課や総務部総務課に相談がある。その時点で条例上の規定で認められるものなのか判断していくが、基本的には宝塚市個人情報保護・情報公開審議会にかけていく。
問 5	特定個人情報の開示・訂正・利用停止の請求は、これまで本人のみが可能であったが、本人の委任による代理人が追加された。今後の受付方法と内容確認はどうなるのか。
答 5	各請求については、指定の請求書に記載し、その際に本人確認を行ったうえ、提出いただいている。受付窓口の総務部総務課で資格要件を確認のうえ、保有情報の所管課へ依頼する。
問 6	特定個人情報の開示・訂正・利用停止の請求があった場合、すぐに対応できるものなのか。
答 6	対象の個人情報の内容によるが、条例では、請求があった日から起算して14日以内に決定することとしている。できるだけ速やかに開示するように努めているが、市の事務が停滞するような過度の負担を強いる場合は、開示を30日延長することがある。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

請願第1号 ヘイト・スピーチに対し法規制する決議を求める事についての請願

議案の概要

<請願の趣旨>

2014年7月に国連自由権規約委員会は、人種差別や部落差別などの差別助長につながる活動の禁止や違反者の処罰規定などを日本政府に勧告しており、2014年8月には国連人種差別撤廃委員会が、人種差別的暴力と憎悪の扇動に日本政府が断固として対処すること、そうした行動に責任のある民間の個人並びに団体を捜査し、適切な場合には起訴することなどを勧告しています。

また、2014年12月9日、最高裁判所は、在日韓国・朝鮮人の子どもたちが通学する京都朝鮮第一初級学校の付近において、聞くに耐えない差別扇動表現を大音量で連呼するなど、いわゆるヘイト・スピーチを行った団体及びその構成員らの上告を退け、これらの行為を人種差別と認め、賠償の支払いと街宣活動の差し止めを命じた大阪高裁判決が確定しました。

特定の人種や民族に対する差別をあおる言葉の暴力は、憲法が保障する「集会・結社の自由」や「表現の自由」と相いれません。ヘイト・スピーチは自由や民主主義と相いれず、健全な市民社会と両立しません。

宝塚市議会は、政府に対し「一日も早く、ヘイト・スピーチに毅然とした立場で臨み、ヘイト・スピーチ根絶のための法規制を進めることを求める」よう決議することを請願します。

<請願の項目>

人種差別・民族差別をあおるようなヘイト・スピーチを法律で禁止するよう政府に要望する決議をあげること

<質疑の概要>

問1 ヘイト・スピーチをどうとらえているのか。

答1 ヘイト・スピーチの言葉の一般的な意味としては、人種、宗教、性別、思想、障がい、職業等を理由に誹謗・中傷・差別し、更に他人を扇動し、憎悪をあおる表現とされている。明確な判断基準は存在しない。

問2 紹介議員は、どこから悪質なヘイト・スピーチになると考えているのか。

答2 受ける側が耐えられない発言がヘイト・スピーチだと考えている。また、日本が批准している子どもの権利条約においても、第2条で「児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、い

かなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する」とうたわれている。ヘイト・スピーチは明らかに条約に違反する行為である。国連自由権規約委員会や国連人種差別撤廃委員会からも勧告を受けており、ヘイト・スピーチは禁止されるべき。

問3 同様の請願は、宝塚市以外の自治体でも提出されているのか、その状況は。

答3 2015年3月時点で、104の地方議会に提出され、意見書や決議が可決されている。また、5月25日に大阪市は、特定の人種もしくは民族の個人や集団を社会から排除することを、市の審査会が問題行為と認定されれば、その行為を行った個人や団体名を公表し、被害者が訴訟を起こす場合は訴訟費用を貸し付けることができるとする「ヘイト・スピーチを抑制する条例案」を市議会に提出し、審議している。

問4 紹介議員は、宝塚市内でのヘイト・スピーチが行われたという状況を把握しているのか。

答4 請願者が口頭陳述の中で述べられた、宝塚市制50周年のイベント会場で神戸朝鮮高級学校の舞踏部の女生徒達が民族舞踊を披露した後、日本の女性から暴言を浴びせられたという事件以外は把握していない。

問5 規制対象は、宝塚市内においてのヘイト・スピーチを指しているのか。

答5 本市だけではなく、国として規制してほしいという願い。

問6 アメリカでは、日本の子どもたちが韓国の子どもたちに学校でいじめられている実態があると聞く。外国でのヘイト・スピーチの実態をどう把握しているのか。

答6 子どもの人権が侵害されることはよくないこと。しかし、外国は外国で、その国の国内法で規制すべきであり、この請願では、日本の法律による規制を求めている。

問7 この請願で指しているヘイト・スピーチは、韓国・朝鮮に対する民族差別や憎悪表現に限ってはいないか。

答7 特に限定はしていない。

問8 京都市や大阪市など、ヘイト・スピーチについての先行自治体の共通点は。

答8 国連人種差別撤廃委員会から勧告されたことと、京都朝鮮第一初級学校の付近において、ヘイト・スピーチを行った団体及びその構成員らの行為を人種差別と認め、賠償の支払いと街宣活動の差し止めを命じた判決が確定したことを取り上げている点が共通している。

問9 国際社会では、ヘイト・スピーチの根絶に向けて動いているが、現在の日本の政

党の動きはどうか。

答 9 自由民主党では、プロジェクトチームを立ち上げ、ヘイト・スピーチの規制を検討している。民主党や社民党は人種等様々な差別解消に向け、実態を調査し、国や地方自治体に対し、差別防止対策の実施を求める動きを始めている。公明党は、ヘイト・スピーチ問題対策プロジェクトチームを立ち上げて検討している。日本共産党は、ヘイト・スピーチを許さないとし、人種差別禁止の理念を明確にした特別法の制定に向け、動いている。政党レベルでも規制に向けた動きが出てきている。

問 10 この請願は、決議を求めるものだが、文面からは国への意見書提出を求める内容に読み取れる。この請願を採択した後、どうイメージしているのか。

答 10 請願者は、議会として、ヘイト・スピーチを許さない、よくないという意味表明として決議をしてほしいと考えている。

問 11 ヘイト・スピーチは、表現が明らかに行き過ぎていることが問題である。一方で、規制となると、表現の自由を抑制してしまう場合も出てくる。京都朝鮮第一初級学校の判例では、訴えられた側はこの事件のきっかけは同学校が公園を不法占拠していたことを訴えたいために街宣活動を行ったものであり、表現の自由の延長線上だと主張していた。しかし、活動は差別行為であり、違法との裁判所の判決が出た。既にある法律で裁くことが可能だということではないか、更に法規制する必要があるのか。

答 11 ヘイト・スピーチは、拉致や慰安婦などの問題からエスカレートしてきている。個々の意見や思想の違い等はあるが、今問題にしているのは子どもたちの人権を守ることであり、現実にはヘイト・スピーチによって批判を受け、人権被害を受けている子どもたちがいる。個々の感情や思考で判断が変わるのはおかしい。一定の具体的な基準で判断し、人権を守るために法規制をしてほしい。

問 12 大阪市では、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動を規制するため、条例化に向けた検討を進めている。その中でヘイト・スピーチに該当するかどうかは審査会を経て慎重に判断される仕組みが検討されている。紹介議員は、判断基準をどう考えているのか。市議会として、何となく決議してはならないと考えるが。

答 12 現実には被害が出ているのに、このまま何もしなくてよいのか。何となくの決議をするわけではない。大人が差別はダメなものだと、はっきり示さないといけない。

問 13 人権を守らないといけないこと、差別が許されないということに反対する人はいない。宝塚市議会として決議するまでもないのでは。不特定多数に対しての規制についてはリスクが伴う。スローガンのような決議をしてしまうと、政治的に利用される恐れがある。

答１３ この請願は、法律の内容まで掲げて求めているものではない。

問１４ 104の地方議会が可決したのは、意見書なのか決議なのか。決議を可決した地方議会はどこか。

答１４ 決議ではなく、意見書を可決している。

問１５ 決議と意見書を同じものととらえている人は多い。この請願では決議を求めているが、請願者の最終目標は、市議会で議論して決議することで終わるのか、国会でしっかり議論して新たに法律での規制を求める意見書を市議会として出すことなのか、どちらなのか。

答１５ 請願者の最終的な目標は法律による規制であり、市議会から意見書を上げてほしい思いがある。

問１６ 全国の市議会で可決したヘイト・スピーチ関連の意見書の多くが、表現の自由には十分配慮しつつ、法整備や強化策の実施を求めるものだった。この請願には、表現の自由への配慮の記載がないが、紹介議員はどうとらえているのか。

答１６ 請願では、極端にひどい憎悪表現だけを取り上げていると認識している。

自由討議

委員Ａ ヘイト・スピーチの定義については、メディアでも差別・憎悪表現等と解釈されている。請願の趣旨は理解できる。請願者の願意を踏まえた議論をしないといけない。請願書に書かれていない背景を議論するのではなく、現状として誰が被害を受けているのか考えるべき。

委員Ｂ ヘイト・スピーチを行う不特定多数を規制してほしいという請願者の思いは理解できたが、リスクもある。背景を見ないようにして、漠然と決議することはできない。

委員Ａ 裁判では、特定の被害を受けた個々の事例でしか裁けない。普遍的な判断基準ではない。ヘイト・スピーチの現場に居合わせたことがあるが、今の法律では、警察もヘイト・スピーチの内容が不適切だからといって止めることはできず、音量を下げるよう求めることしかできない。実害が発生していることについて、行為として規制が必要と考える。

委員Ｃ この請願は、法規制する決議を求めるもの。決議と意見書は意味合いが違う。請願の取り扱いを趣旨採択とし、内容とは変わるかもしれないが、市議会から別途、国への意見書案を検討してはどうか。

委員D 取り扱いについては、この場で意見書を出すことを条件に請願の可否の判断はできない。共産党としても表現の自由に抵触しない形での理念法としての特別法の制定を目指している。この請願書から読み取れることは、暴力的な発言を禁止する法律をつくってほしいというものであり、反対する理由はない。

委員A 請願は決議を求めるものだが、決議に固執すると請願者の願意がくみとれない。紹介議員への質疑で、請願者は最終的に意見書を出してほしいと思っているが、その段階の1歩手前として決議を位置づけて考えていることがわかった。

委員C 決議を求める請願だが、請願の項目は「政府に要望する決議をあげる」と記載されている。決議をあげるということは、決議を政府へ送付するという意味で請願者は使っているのではないかと思う。市民にとっては、決議も意見書も同じ意味と考える。請願者の願意をくみとるため、取り扱いとして趣旨採択を提案する。

委員A このまま請願を採択し、「政府に要望する」という意思を表明するだけの決議を可決しても中身のないものになる。市議会では意見書の提案権を持っている。別途、議会の総意として意見書を出して、国へアクションを起こす方が請願者の願意を反映することができる。

委員E 請願には意見書のことは書かれていない。請願を趣旨採択したからといって、意見書を出さないといけないものではない。別途、請願者の願意をくみとるためにどうすればよいか考えればよい。

委員A 表現の自由についても議論があるが、表現の自由は無制限ではない。公共の福祉や人権の尊重に抵触する場合は、一定の規制があるべき。

討	論	なし
審 査 結 果	趣旨採択（全員一致）	

